

貝塚市消防長告示第2号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条第1項第3号の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置したとき検査を受けなければならない防火対象物及び同施行令第36条第2項第2号の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者等により消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検をさせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

貝塚市消防長 上野隆二

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に際し検査を受けなければならない防火対象物等を指定する件

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査をする必要があると認める防火対象物を次のとおり指定する。

(1) 令別表第1(12)項口、(13)項及び(17)項に掲げるもので、延べ面積300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項イ及び(14)項に掲げるもので、延べ面積500平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1(11)項、(15)項及び(16)項口に掲げるもので、延べ面積1,000平方メートル以上のもの

(4) 令別表第1(18)項に掲げるものにあつては、道路の全面を覆うもので、延べ面積300平方メートル以上のもの

2 令第36条第2項第2号の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期に点検させなければならない防火対象物を、次のとおり指定する。

(1) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口及び(17)項に掲げるもので、延べ面積1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(18)項に掲げるものにあつては、道路の全面を覆うもので、延べ面積1,000平方メートル以上のもの

附 則

この告示は、告示の日から施行する。